

京都市呉竹文化センター各施設の利用定員について

新型コロナウイルス感染症対策として、令和3年10月1日（金）から当面の間、各施設の利用定員を以下のとおりとします。

●ホール客席

来場者による大声での歓声、声援、唱和等がない催物については、必要となる感染防止対策を総合的に講じたうえで、利用定員（600席）まで利用できます。それ以外の場合は定員の50%まで利用できます。
※客席の最前列席は舞台前（演者）から十分な距離（最低でも水平距離で2m以上）を取ってください。

緞帳前、花道を使用しての演出についても同様です。

※演者、スタッフを含みません。

	来場者による大声での歓声、声援、唱和等がない催物	来場者による大声での歓声、声援、唱和等がある催物
定員	600席	300席以内
利用例	クラシック音楽、歌劇、合唱等のコンサート／演劇、舞踊、伝統芸能、演芸、講演会・説明会等の公演／入学式・卒業式、入社式等の式典／展示会、商談会等	ロックコンサート、ポップスコンサート等、スポーツイベント、キャラクターショー等の公演

●楽屋

十分な感染防止対策（密にならないよう人数を調整する／近接した距離での会話等を避ける／自然換気を行う）を講じることができる場合は、通常の利用定員まで利用できますが、対策ができない場合は通常の利用定員の2分の1以内とします。

	楽屋1号	楽屋2号	楽屋3号	楽屋4号	主催者控室
通常の定員	8名	8名	6名	4名	4名
対策できない場合	4名	4名	3名	2名	2名

●創造活動室

	創造活動室（約155㎡）			創造活動室控室
通常の定員	126名			4名
利用定員	講演・公演等	40名	※ステージを設けて2m以上空け、客席として椅子を1m空けて並べた状態	2名
	楽器等の練習	50名	※椅子のみを1m空けて並べた状態 ※ダンスや体操などを行う場合	

●リハーサル室、会議室、和室、保育・休養室

十分な感染防止対策（密にならないよう人数を調整する／近接した距離での会話等を避ける／自然換気を行う）を講じることができる場合は、通常の利用定員まで利用できますが、対策ができない場合は通常の利用定員の2分の1以内とします。

	リハーサル室（約63㎡）	第1会議室	第3会議室	第2会議室
通常の定員	40名	28名	14名	24名
対策できない場合	20名	14名	7名	12名

	和室A（10畳）	和室B（8畳）	保育・休養室
通常の定員	10名	8名	6名
対策できない場合	5名	4名	3名